

勝浦市農業委員会会議録

(10月定例会)

平成28年10月24日(月曜日)午後1時30分、勝浦市農業委員会を勝浦市役所(301会議室)に招集した。

1 出席委員は、9名でその氏名は次のとおりである。

1番 吉野茂子	2番 末吉光	3番 数金清美
4番 谷敏夫	5番 浅野香太郎	6番 佐藤衛
7番 藤江義博	8番 滝口裕都	9番 高旨粧一

2 職務のため出席した者の職・氏名は次のとおりである。

事務局長 中村泰輔 書記 瀧口智大

3 議事日程は次のとおりである。

第1 議事録署名委員の指名について

第2 議案上程・説明・質疑・採決

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
(農地又は採草放牧地の権利移動の制限)

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
(農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限)

第3 報告

報告第1号 転用事実確認証明書の発行について

第4 その他

○会長（高旨粧一） 皆さん、こんにちは。

今期農業委員会は、4月から新制度に基づく委員会制度で発足し、早くも6か月が経過した訳でございます。

その間、皆様には各方面の研修会等にご出席いただき、また農地法に基づく第3条あるいは5条等の申請につきまして、現地の確認調査に出向いていただき、特に7月から10月までは、日々大変お忙しい中を農地の利用状況調査、農地パトロール等精力的に活動をしていただきまして、大変ご苦勞様でございました。

また、これから先遊休農地あるいは荒廢農地の解消等を目的に、目配り気配りをしていければ、非常に勝浦市の農地も良き農地として進んでいくのではないかと考えております。

これからも引き続き農地パトロールを強化していただきまして、ひとつ現地調査、現地確認をしていただきますようお願いを申し上げます。

そういった事でこれからも農業委員会活動をよろしくをお願い申し上げます。

それでは会議を始めます。

○議長（高旨粧一会長） 本日の出席委員は9名中9名で、定則数に達しておりますので会議はここに成立をいたしました。

ただいまから、平成28年勝浦市農業委員会10月定例会を開催いたします。

本日の日程は、予めお手元に配布したとおりでございますので、これによってご承知をお願いいたします。

それでは、日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、勝浦市農業委員会会議規則第11条第3項の規定によりまして、議長において、5番淺野香太郎委員及び6番佐藤衛委員を指名いたします。

よろしく申し上げます。

日程第2、議案を上程いたします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

中村事務局長。

○事務局長（中村泰輔） 説明いたします。

農地法第3条の規定は、農地の権利移動の制限であり、農地を農地のまま権利を設定し又は移転しようとするものでございます。

資料の1ページをご覧ください。

申請番号1番、申請地は、名木の登記地目畑、現況田、1,021平方メートル、売買による所有権移転を目的とした申請です。

申請理由につきまして譲受人は、申請地を買い受け経営規模を拡大したいとし、譲渡人は、耕作出来ないため売り渡したいとして申請がなされたものでございます。

申請位置は、西原バス停留所から●側約●●●メートルの地点となります。

以上で説明を終わります。

○議長（高吉粧一会長） 職員の説明が終わりました。
つづいて、地区担当委員から報告をお願いします。
申請番号1番につきまして、1番吉野茂子委員お願いいたします。

○1番（吉野茂子委員） 報告します。
申請の概要は事務局の説明どおりです。
10月18日、申請者と面談し現地を確認したところ、申請者は、耕作出来ないため申請に至ったとのことでした。
許可要件について確認したところ、特に問題はありません。
調査の結果、許可相当と判断いたします。
皆様のご審議のほどよろしく申し上げます。
以上です。

○議長（高吉粧一会長） これをもって、地区担当委員の報告を終わります。
これより質疑に入ります。ご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高吉粧一会長） 質疑なしとの声がありました。
これをもちまして、質疑を終結いたします。
これより、採決いたします。
申請番号1番につきまして、本案は申請のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○議長（高吉粧一会長） 挙手全員です。
よって、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。
次に、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。
事務局より説明を求めます。
中村事務局長。

○事務局長（中村泰輔） 説明いたします。
農地法第5条の規定は、農地の転用を伴う権利移動の制限であり、農地を農地以外に転用する目的で、権利を設定し又は移転しようとするものです。
資料の2ページをご覧ください。
申請番号1番、本件は鶴原地先の違反転用の是正に伴う申請です。

申請地は、区域内の西側に位置する管理道路の一部となります。

該当する農地は、333平方メートルで、今回の申請は、田1筆、333平方メートルです。

施設の概要は、管理道路、幅員6.2メートル、延長6.75キロメートルです。

申請理由につきまして、譲受人は、農地法違反を是正し所有権を取得したうえで管理を行っていきたいとし、譲渡人は、農地を復元して耕作することは出来ないため、早々に土地を引き渡したいとのことでした。

申請位置は、JR鶴原駅から●側●●●メートルの地点となります。

以上で説明を終わります。

○議長（高吉粧一会長） 職員の説明が終わりました。

つづいて、地区担当委員からご報告をお願いいたします。

申請番号1番につきまして、8番滝口裕都委員をお願いいたします。

○8番（滝口裕都委員） それでは報告をさせていただきます。

申請の概要は事務局の説明のとおりでございます。

本件につきましては、4月18日に事業区域全体の現地調査を行い譲受人の担当社員と面談しております。

この申請は、農地違反転用是正のための申請であり、転用事業としては既に知事の転用許可を受けておりますことから、許可相当として判断いたします。

皆様のご審議のほどよろしくをお願いいたします。

以上です。

○議長（高吉粧一会長） ありがとうございます。

これをもちまして、地区担当委員の報告を終わります。

これより質疑に入ります。

ご質疑ございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高吉粧一会長） 質疑なしとの声がありました。

これをもちまして、質疑を終結いたします。

これより、採決をいたします。

申請番号1番につきまして、本案は申請のとおり許可相当とすることに賛成の委員は挙手を願います。

（挙手全員）

○議長（高旨粧一会長） 挙手全員でございます。

よって、本案は申請のとおり許可相当と意見を付して、知事に送付することに決定をいたしました。

次に、日程第3、報告でございます。

報告第1号、転用事実確認証明書の発行について、事務局より報告を求めます。

中村事務局長。

○事務局長（中村泰輔） ご報告いたします。

このたびの10月定例会に報告すべき当該証明書の願出件数は1件です。

転用完了につきまして転用事実確認証明書を発行いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（高旨粧一会長） 次に、日程第4、その他でございます。

委員の皆様からご発言等ございましたらお願いいたします。

ご発言が無いようですので、日程第4、その他を終わります。

以上で、本定例会に付議されました案件は、すべて議了されました。

これをもちまして、平成28年勝浦市農業委員会10月定例会を閉会いたします。

大変ご苦勞様でございました。

(午後1時40分 閉会)

上記会議の顛末を記載しその相違ないことを証し署名する。

平成28年10月24日

議長(会長)

署名委員

署名委員
